

期間の定めのある預金

1. 商品名 (愛称)	・インターネット支店専用自由金利型定期預金(スーパー定期)〈単利型〉						
2. 販売対象	・個人の方						
3. 期間	・1か月、3か月、6か月、1年 満期日に自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。						
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・100,000円以上 ・1円単位						
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。						
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 預入時の当金庫ホームページ掲載の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算します。						
7. 税金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。						
8. 手数料	_____						
9. 付加できる 特約事項	_____						
10. 中途解約時の 取り扱い	<p>・下記の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともにお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入していた期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	預入していた期間	中途解約利率	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
預入していた期間	中途解約利率						
6か月未満	解約日の普通預金利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
11. 金利情報の 入手方法	・金利は、当金庫ホームページ掲載またはインターネット支店へご照会ください。						
12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、インターネット支店または業務部[9時～17時30分、電話:0120-167-091]にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会[電話番号:03-3581-0031]、第一東京弁護士会[電話番号:03-3595-8588]、第二東京弁護士会[電話番号:03-3581-2249](以下「東京三弁護士会」という。)、愛知県弁護士会[電話番号:052-203-1777]の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所[9時～17時、電話:03-3517-5825]にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまからのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務部または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>						
13. その他参考と なるべき事項	<p>・満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・預金保険制度の対象です。</p> <p>・定期預金口座の預入、払戻および解約などの申込みは、個人インターネットバンキングを利用し、処理していただきます。</p>						